

# Provocative thought\*

Special Edition: Henry Tax Review  
2010年5月

## Table of contents

オーストラリアにおける税制改革: ヘンリー・レポートの公表および同レポートに対する政府見解の発表 .....	2
PwC の出版物 .....	4
PricewaterhouseCoopers Japanese Services Desk Contact List .....	5

## オーストラリアにおける税制改革: ヘンリー・レポートの公表および同レポートに対する政府見解の発表

2010年5月2日、オーストラリア政府は、抜本的な税制改革に関する提案報告書(ヘンリー・レポート)を一般に公表するとともに、同レポートに対する政府の見解を発表しました(ヘンリー・レポート:2008年5月にオーストラリア政府から依頼を受け、2009年末にケン・ヘンリー連邦財務次官が政府に提出した今後の税制改革のブループリントとなる報告書)

今回の発表において政府は、ヘンリー・レポートで提案された税制改革案のうち、ごく一部のものについて明確に採用あるいは却下し、残りの多くについては特段のコメントはせずに保留としています。

政府が採択を発表した税制改革案は、主として以下の項目です。

- ・ 法人所得税率の最大28%までの軽減
- ・ 税率40%の新資源特別税(Resources Super Profits Tax)の導入
- ・ 特定の資源探鉱費用に対する税還付制度の導入
- ・ 退職年金(Superannuation Fund)拠出金のうち、雇用者拠出額の増加(給与所得の12%)
- ・ 小規模事業者に対する、税務上即時費用化の対象となる資本的支出額の設定(5,000ドル)などの特別優遇措置の導入

これらの税制改革案のほとんどは、2014年7月期以降発効する見込みです。また、今回の税制改革案によって明確に便益を享受することになるのは、主として年金基金業界と小規模事業者であるものと考えられます。

ヘンリー・レポートで提案されている改革案のうち、政府が明確には却下していない項目には、下記の項目が含まれます。

- ・ 貯蓄所得に対する課税方法の改正
- ・ 個人に対する簡易所得税申告書の導入
- ・ フリンジベネフィットタックス関連改正
- ・ 金融サービス業を営む事業者により調達される海外借入金の利息に対する利息源泉税の撤廃
- ・ 給与税およびその他の非効率な州税の廃止および(その廃止に伴う)税収の減少の補填を可能とする、キャッシュフロー税(cash flow tax)の新規導入
- ・ 道路使用課税(road usage taxation)の導入

これらについては、政府が仮に採用を決定しても、実際の導入までには時間を要するものと思われます。

ヘンリー・レポートで提案されている改革案のうち、政府が明確に却下した項目には、下記の項目が含まれています。

- ・ 非営利部門に関する改正
- ・ ネガティブ・ギャリング(個人の不動産賃貸事業などから発生する欠損金とその他の所得の相殺措置)、住宅に係るキャピタルゲイン優遇税制措置
- ・ 現行の配当課税制度(インピュテーション制度)の再考
- ・ 酒税の改革

今回政府により採択が公表された主な税制改革案の概要は、以下のとおりです。

## 法人所得税率の軽減

法人所得税率は、2014年度(2014年度6月終了年度)から29%に軽減され、翌2015年度から28%へと引き下げられる予定です。また、小規模事業会社の場合、2013年度(2013年6月終了年度)から28%に軽減される予定です。法人所得税率が最終的には2%引き下げられることで、諸外国の法人税率と比較しても若干競争力を有する税率となります。

## エネルギーおよび資源

非再生可能天然資源プロジェクトに対して、40%の資源特別税(Resources Super Profits Tax)が導入されることとなります。この資源特別税の導入は、オーストラリア政府の税収確保における主たる手段となります。同改革案は、政治的及び商業的観点から、また、特に、現行の州税との関連性、そして現存の及び新規の資源関連のプロジェクトの経済性に与える影響の見地から、激しく議論されることが予想される改革案であるものと考えられます。

2011年7月1日より、豪州内における探鉱活動から生じる費用に対する税還付制度が導入される予定です。新規立ち上げ又は初期探鉱を行う事業主による、探鉱費用に関する早期の税務メリットの享受が可能となるため、豪州内探鉱の奨励におけるインセンティブになるものと考えられます。

## 退職年金基金 & 退職年金

ヘンリー・レポートによる提案とは別に、政府は退職年金制度に関連する下記を含むいくつかの改正案を公表しました。

- 退職年金(Superannuation Fund) 拠出金のうち、事業主拠出割合の引き上げ(12%)
- 低所得者に対する最大\$500の退職年金拠出金負担

これらの改正案は、年金基金業界および退職年金制度に加入している各個人にプラスとなり、退職年金貯蓄残高は向こう10年間で約850億ドル増加すると予想されています。一方で、事業者にとっては、2019/2020年度までの3割増の退職年金拠出金の追加負担を通じた、事業コストの増加となります。

## 小規模事業者

小規模事業者に対する減価償却ルールが簡素化されることとなります。

- \$5,000未満の資本的支出の即時償却(費用化)処理の適用
- その他の減価償却資産(建物を除く)のプーリングおよび単一の償却率の適用

小規模事業者の場合には、\$5,000未満の資本的支出に限り即時償却・損金算入を認め、またその他の建物以外の減価償却資産についてはプーリングおよび単一償却率30%の適用というヘンリー・レポートの提案を政府は受け入れました(ヘンリー・レポートで提案されていた対象支出額は\$10,000未満)。この改革案は、小規模事業者に対し、当該減価償却資産購入後複数年にわたり、早期の損金算入、管理コストの削減といった便益をもたらすことになるものと考えられます。

尚、ヘンリー・レポートにおいて提案され、政府が今回採択を公表した改革案は、関連法案の作成、国会への提出および審議等の通常の立法プロセスの対象となります。この過程で、当該改革案への修正等が加わる可能性が十分に存在しているため、今後の進展に十分注意を払う必要があるものと思われます。

上記の内容に関して、ご不明な点あるいはご質問がございましたら、Japan Service Deskのメンバーまたは当方の御社担当専門家へお気軽にお問い合わせ下さい。

## PwC の出版物



- Q&A/国際財務報告基準(IFRS)

IFRS に関する初歩的な事項を IFRS に関する初歩的な事項を Q&A 形式でとりあげ、IFRS の会計処理や IFRS 導入にかかるビジネス、プロセスへの影響など導入にあたっての留意点などを平易に解説しています。



- IFRS  
国際会計基準で企業経営はこう変わる

IFRS によって変わりゆく今後の日本の企業経営を見据え、より多くの方に IFRS への理解・関心をもっていただけるよう平易な表現でまとめた解説書です。



- Similarities and Differences 国際財務報告基準、米国基準および日本基準の比較(英語版・日本語版)

国際財務報告基準および米国会計基準ならびに日本会計基準の主な類似点について包括的に理解できるよう作成されています。



- オーストラリアにおける事業活動

Doing Business in Australiaの日本語版。オーストラリアで事業を行う際に通常検討が必要となる事項を扱っています。例：法人の形態、オーストラリア証券取引所、事業移民、法人税、GST、雇用法等

(当該記載内容及び PwC 刊行物のお問い合わせについては当方の日本人アドバイザーまでご連絡ください。詳細は末章のコンタクトリストをご参照ください。)

## PricewaterhouseCoopers Japanese Services Desk Contact List

PricewaterhouseCoopers は、豪州国内企業及びグローバルに展開する国際的企業に対して、会計監査や税務/法務アドバイス、M&A アドバイス等の専門的業務を提供する、豪州国内および世界最大のプロフェッショナルサービス組織です。

Japanese Services Desk は、オーストラリアや太平洋地域等で事業・投資活動を行っている日系企業に対して、きめ細やかな専門的業務をご提供させて頂くことを目的に、日本人専門家を中心としたメンバーによって構成されております。豪州および日本における会計・税務面等での専門的知識および実務経験、両国における商慣習及び文化的側面に関しての深い理解をフルに活用し、意思疎通を含めた多様な局面からの業務の提供に従事させていただいております。

画一的なサービスに留まらず、日本人専門家による業務コーディネイトの下、経験豊かなメンバーがチームを組み、クライアントの皆様々に最適な解決策をご提示できるように取り組んでおります。

日本の PwC グループ(あらた監査法人、税理士法人プライスウォーターハウスクーパース、PwC アドバイザリー)とは緊密な関係を築いており、人事交流やフレームワーク/業務ツールの共有化等を通じて、高いレベルでのサービス品質の標準化を行っております。日系企業のグローバル展開の際には、日本及びオーストラリアの双方の専門家チームがシームレスに連携してご支援させて頂くことを通し、複雑性の高い案件にも柔軟に対応できる仕組みを構築させていただいております。

拠点	コンタクト先 (NSW 及び VIC 州以外のご相談についても下記連絡先までお気軽にご相談ください)		
<p><b>Sydney Office</b></p> <p>Darling Park Tower 2 201 Sussex Street Sydney, New South Wales 2000 Australia</p>	Assurance (会計監査/内部統制等)		
	 <p>Japanese Services Desk Leader / Partner</p> <p><b>Jason Hayes</b> (ジェイソン ヘイズ)</p> <p>+61 (2) 8266 5208 jason.hayes@au.pwc.com</p>		 <p>Senior Accountant</p> <p><b>Takenori Mori (森 勇憲)</b></p> <p>+61 (2) 8266 2867 takenori.a.mori@au.pwc.com</p>
	Tax and Legal Services (税務・法務関連業務)		
	 <p>Executive Director</p> <p><b>Naoto Tanaka (田中 直人)</b></p> <p>+61 (2) 8266 7348 naoto.tanaka@au.pwc.com</p>		 <p>Senior Consultant</p> <p><b>Rika Tamura (田村 りか)</b></p> <p>+61 (2) 8266 1639 rika.tamura@au.pwc.com</p>
	Advisory (M&A アドバイザリー/業務改善等)		
	 <p>Senior Accountant</p> <p><b>Toru Aikawa (会川 徹)</b></p> <p>+61 (2) 8266 0462 toru.a.aikawa@au.pwc.com</p>		

拠点	コンタクト先 (NSW 及び VIC 州以外のご相談についても下記連絡先までお気軽にご相談ください)
<b>Melbourne Office</b> Freshwater Place Level 19 2 Southbank Boulevard Southbank, Victoria 3006 Australia	Assurance (会計監査/内部統制等)  <p>Senior Manager <b>Haruo Nire (榎 晴雄)</b> +61 (3) 8603 3759 haruo.nire@au.pwc.com</p>
	Tax and Legal Services (税務・法務関連業務)  <p>Manager <b>Masao Kamiyama (神山 雅央)</b> +61 (3) 8603 4383 masao.kamiyama@au.pwc.com</p>  <p>Manager <b>Daisuke Shibata (柴田 大輔)</b> +61 (3) 8603 5186 daisuke.a.shibata@au.pwc.com</p>
	Tax and Legal Services (税務・法務関連業務)  <p>Consultant <b>Hiroko Moritani (森谷 寛子)</b> +61 (3) 8603 4301 hiroko.moritani@au.pwc.com</p>

© 2008 PricewaterhouseCoopers Australia. All rights reserved. 「PricewaterhouseCoopers」は、PricewaterhouseCoopers Australiaを指します。あるいは、内容によって、PricewaterhouseCoopersのグローバルネットワークまたはネットワークのその他のメンバーファームのことを指します。メンバーファームは、それぞれ別個の独立した法人です。

PricewaterhouseCoopers ([www.pwc.com](http://www.pwc.com)) は、業界に的を絞った監査、税務およびアドバイザリーサービスを提供し、クライアントとそのステークホルダーのために社会的な信頼の構築と価値の向上に努めます。ネットワーク全体で150カ国146,000人のスタッフが、意見、経験およびソリューションを共有し、斬新な見解と実質的なアドバイスを展開しています。

免責条項：このニュースレターは、オーストラリアにおける現行の規制および法律に関する事項の一般的なガイドです。これらは信頼できる情報源から入手しておりますが、法令、規則、規制は随時変更される可能性があるため実際に行動を起こしたり、ニュースレターに記載されている項目に信頼を置く前に、必ず専門家にご相談下さい。このニュースレター自体はアドバイスを形成するものではありませんので、あくまでも一般的なガイドとしてのみ御利用下さい。